

令和8年度白浜町浄化槽設置整備事業費補助金交付募集要領

○白浜町浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱ほかこの募集要領による

1 募集期間

令和8年4月1日～令和9年2月26日まで（先着順）

2 募集条件

補助対象地域において、補助金申請者が生活の本拠として居住することを目的とする住宅又は建物に処理対象人員が50人以下の浄化槽を設置する方で、令和9年3月31日までに実績報告書を提出できる方となります。

注)ただし、次のいずれかに該当する場合は補助金の交付を受けることができません。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認の申請又は浄化槽法第5条第1項の届出を行わずに浄化槽を設置する者
- (2) 下水道、農業集落排水又は集中処理浄化槽区域内に設置しようとする者
- (3) 住宅又はその所在する土地若しくはその両方を借りている者で、所有者の承諾が得られないもの
- (4) 販売又は賃貸の目的で、浄化槽付きの住宅を建築する者
- (5) 住宅部分が延べ床面積の2分の1に満たない建物に浄化槽を設置する者
- (6) 町税及び申請日時点での住所地が白浜町以外であって、当該住所地で市区町村税を滞納している者
- (7) 町内に住所を有しない者（住宅の建築後において、町内に住所を有する者を除く）
- (8) 浄化槽を設置している家屋に居住している者で、家屋の新築、建替え又は増築を行う者（分家独立して家屋を新築する又は集合住宅等から転居して家屋を新築する場合を除く）
- (9) 既存の浄化槽を更新する者（災害に伴い必要となった家屋の建て替えに伴う浄化槽の設置及び故障した浄化槽の更新する場合を除く）

3 補助限度額

◇浄化槽の設置に要する費用

5人槽	6～7人槽	8～50人槽
332,000円	414,000円	548,000円

◇浄化槽の設置に要する費用（特定既存単独処理浄化槽からの転換の場合）※1

5人槽	6～7人槽	8～50人槽
558,000円	695,000円	916,000円

◇配管設備工事に要する費用 330,000円 ※2

◇単独浄化槽撤去に要する費用 150,000円 ※3

※1 補助要件…特定既存単独処理浄化槽が設置されている世帯が65歳以上の2名以下の世帯で、当該特定既存単独処理浄化槽使用者の所得が月収158,000円以下※であり、法に基づく維持管理を適切に実施していること。

※この月収とは、年間総所得（居住者の1年分の所得の合計）から一般控除及び特別控除の控除額の合計を差し引いた後の金額を、12で割った金額です。居住者が2人の場合、2人とも月収158,000円以下である必要があります。

一般控除、特別控除につきましては、直接お問い合わせください。

※2 単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽に転換する場合は、配管設備の工事に要した費用が対象となります。配管設備工事に要した費用が33万円に満たない場合はその額となります。

※3 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する場合は、撤去に要した費用（単独処理浄化槽の清掃、撤去工事及び処分に要する費用）が対象となります。撤去に要した費用が15万円に満たない場合はその額となります。

ただし、単独処理浄化槽を埋め戻した場合や、産業廃棄物として処分できなかった場合は、補助の対象になりません。

4 申請に必要な書類

(ア) 補助金交付申請書（様式第1号又は様式第1号の2）

(イ) 浄化槽設置計画書又は届出書（市町村補助金申請用）

(ウ) 浄化槽工事見積書（様式第2号）

(エ) 全国浄化槽推進市町村協議会の登録証（10人槽以下の浄化槽に限る）

(オ) 登録浄化槽管理票（C票）（10人槽以下の浄化槽に限る）

(カ) 小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書又は昭和63年度以降に法第42条第1項各号に該当することとなった浄化槽整備士免状の写し

(キ) 住所地の市区町村税に未納がないことを証明する書類（住所地が町外の場合）

(ク) その他町長が必要と認める書類

- ・設置者が連名の場合、委任状及び委任者の町税等に未納がないことを証明する書類
- ・住宅等を借りている場合、所有者の承諾書

※1 (a) 居住者全員の課税（所得）証明書

(b) 特定既存単独処理浄化槽が適正に管理されていることを証明する書類（保守点検及び清掃の記録並びに法第11条検査結果通知書等の写し）

※2・※3 既存の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の位置図及び写真

5 実績報告に関する必要書類（原則申請者本人提出になります）

- (ア) 実績報告書（様式第5号）
 - (イ) 浄化槽設置完了届（浄化槽自主検査チェック票、工事写真を含む）
 - (ウ) 浄化槽保守点検及び清掃業務委託契約書の写し
 - (エ) 領収書の写し（設置費、※2配管工事費、※3単独処理浄化槽撤去費の内訳がわかるもの）（工事の都合上領収書を添付できない場合は、内訳がわかる請求書及び浄化槽設置工事費支払確約書（様式第6号））
 - (オ) 法第11条検査契約証明書の写し
 - (カ) 一般社団法人全国浄化槽団体連合会の保証登録証（10人槽以下の浄化槽に限る）
 - (キ) その他町長が必要と認める書類
 - ・振込口座登録依頼書（白浜町に振込口座の登録がない場合）
 - ・変更承認申請書（申請時の記載内容を変更する場合）
- ※2 配管工事に係る工事写真（工事前、工事中、工事後が確認できるもの）
- ※3 (a) 単独処理浄化槽撤去工事写真（工事前、清掃、撤去、処分等が確認できるもの）
- (b) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し

6 その他

- (1) 補助金については予算に限りがあるため先着順となります。
- (2) 浄化槽の埋設時には、現地での立会が必要となります。
- (3) 申請された物件について、審査の結果不適となる場合があります。
- (4) 交付決定を受けた物件については、令和9年3月31日までに浄化槽の設置工事を完了し、実績報告書を提出すること。

問い合わせ及び申込先

白浜町役場 生活環境課 生活環境係
TEL：0739-43-6586
FAX：0739-43-5353